

聖籠町防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月25日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第28号

聖籠町防災会議条例の一部を改正する条例

聖籠町防災会議条例（昭和38年聖籠町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

第3条第5項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 3人以内

第3条第6項中「前項第7号」の次に「及び第8号」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(新たに任命される委員の任期の特例)

- 2 施行日から2年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、この条例による改正後の聖籠町防災会議条例第3条第6項の規定にかかわらず、2年以内で町長が定めるものとする。